

5. 年金と医療

5-4

葬祭費の請求の手続は？

(後期高齢者医療被保険者が亡くなられた場合)

申請により、喪主の方に対して5万円の葬祭費が支給されます。

●申請に必要なもの

- ①亡くなられた方の保険証
- ②喪主の印鑑 (スタンプ印不可、朱肉で押す印鑑に限る。)
- ③喪主の口座内容が分かるもの (預金通帳など)
- ④会葬礼状あるいは葬儀費用の領収書

(名古屋市国民健康保険被保険者が亡くなられた場合)

申請により、喪主または国保世帯の世帯主の方に対して5万円の葬祭費が支給されます。なお、国保世帯の世帯主の方が亡くなられた場合、あわせて国保世帯の世帯主を変更する手続きが必要となります。

●申請に必要なもの

- ①亡くなられた方の保険証
- ②喪主または国保世帯の世帯主の印鑑 (スタンプ印不可)
- ③喪主または国保世帯の世帯主の口座内容が分かるもの (預金通帳など)
- ④会葬礼状あるいは葬儀費用の領収書

(喪主の方が申請される場合必要となります。)

注：葬祭費5万円は、本誌発行日現在の金額です。

お問合せ先

西区役所 保険年金課 保険係

TEL.(052)523-4545 FAX.(052)523-4559

山田支所 区民福祉課 保険係

TEL.(052)501-4935